

【資料編】 読書活動に関するデータ

資料1

OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) (OECD: 経済協力開発機構)

<平成12年(2000年)調査>

(問) あなたは、毎日、趣味としての読書をどのくらいしますか。

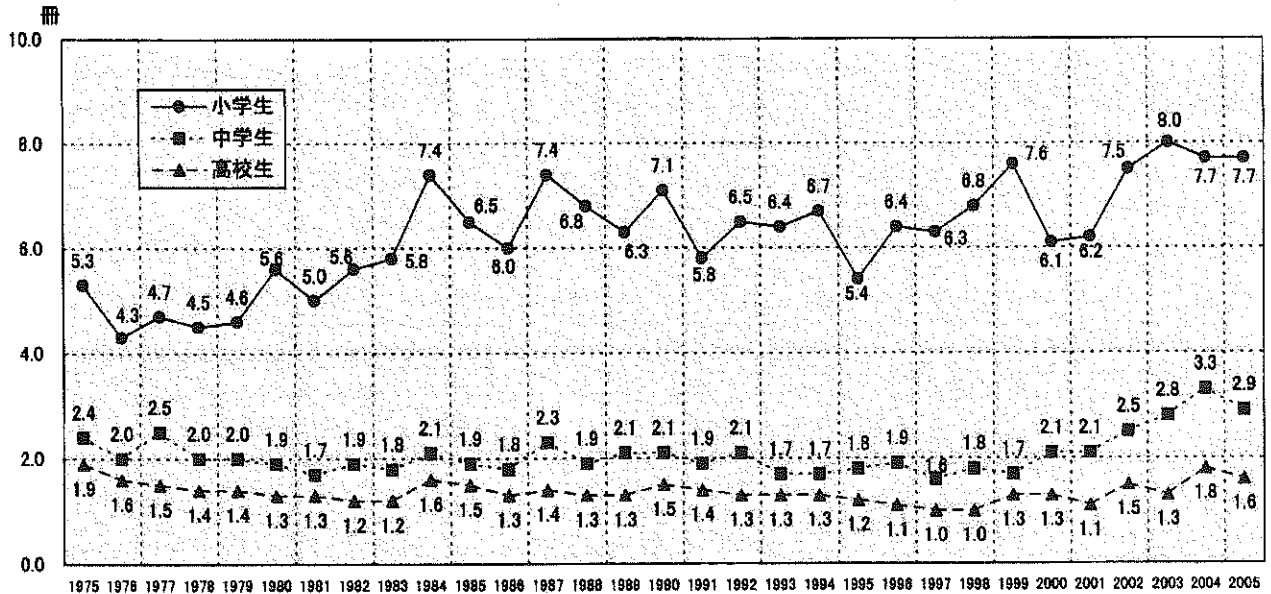
国名	割合					総合読解力得点				
	趣味で 読書す ること はない	毎日30 分未満	毎日30 分以上 1時 間未満	毎日1時 間以上2 時間未 満	毎日2 時間以 上	趣味で 読書す ること はない	毎日30 分未満	毎日30 分以上 1時 間未満	毎日1時 間以上2 時間未 満	毎日2 時間以 上
日本	55.0	17.8	15.4	8.2	3.5	514	539	537	541	530
イギリス	29.1	35.7	22.9	9.4	2.9	485	533	559	556	528
フランス	30.0	27.5	28.6	10.6	3.4	472	519	533	539	514
アメリカ	40.7	31.2	16.2	8.1	3.9	479	530	531	539	511
韓国	30.6	29.6	21.9	12.0	6.0	503	529	536	544	539
フィンランド	22.4	29.1	26.3	18.2	4.1	498	542	568	577	584
アイルランド	33.4	30.9	20.4	11.6	3.8	491	536	558	556	541
オーストラリア	33.1	30.5	20.5	11.8	4.1	484	537	564	575	558
イタリア	30.7	30.2	22.5	13.0	3.7	461	498	509	502	509
カナダ	32.7	33.7	20.4	9.6	3.6	498	544	564	575	550
ドイツ	41.6	27.0	18.0	8.8	4.6	459	518	532	543	501
ニュージーランド	29.9	36.6	19.4	10.4	3.7	494	544	563	570	553
OECD平均	31.7	30.9	22.2	11.1	4.2	474	513	527	526	506

資料 2

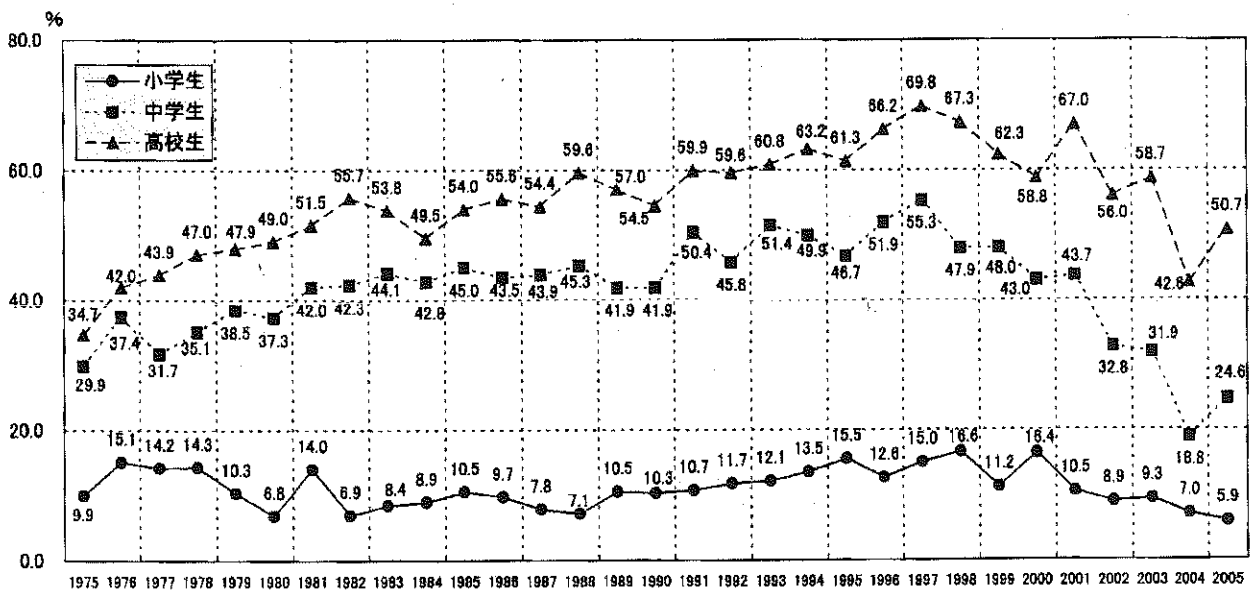
第 51 回学校読書調査 [(社) 全国学校図書館協議会・毎日新聞社]

<平成 17 年 (2005 年) 6 月調査>

過去 31 回分の 5 月 1 か月間の平均読書冊数の推移



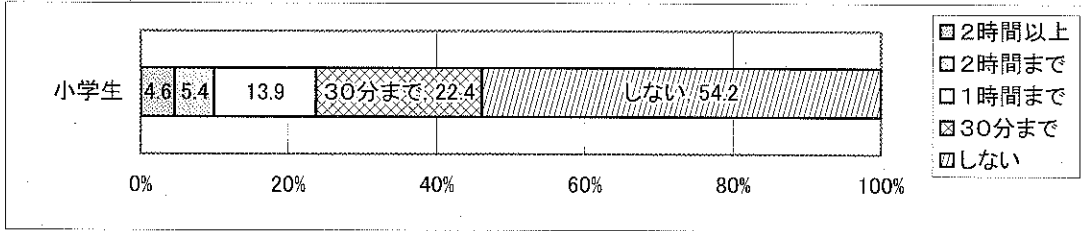
過去 31 回分の不読者 (0 冊回答者) の推移



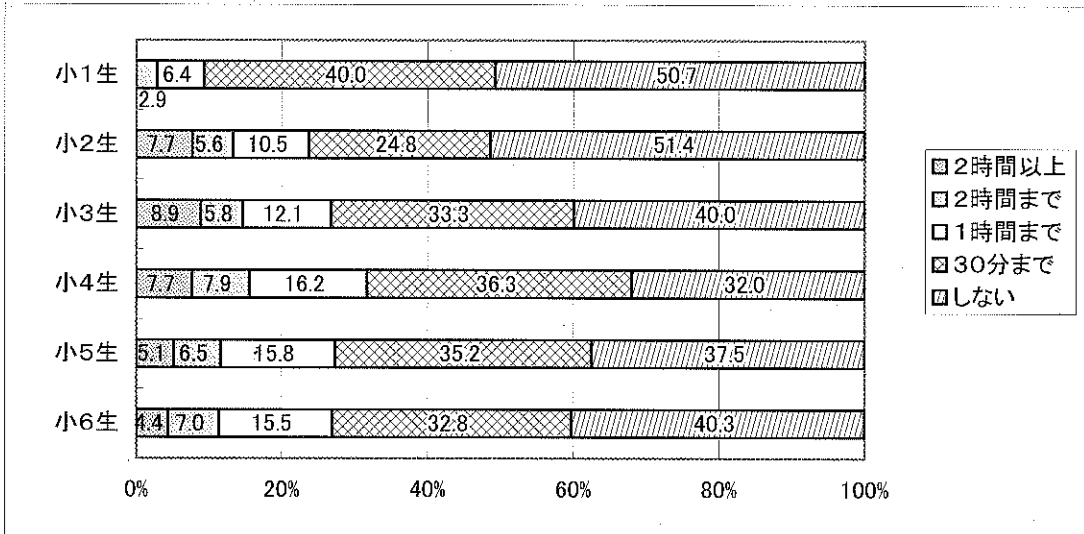
資料3

(問) 学校から帰って一日にどれくらい読書を読みますか。

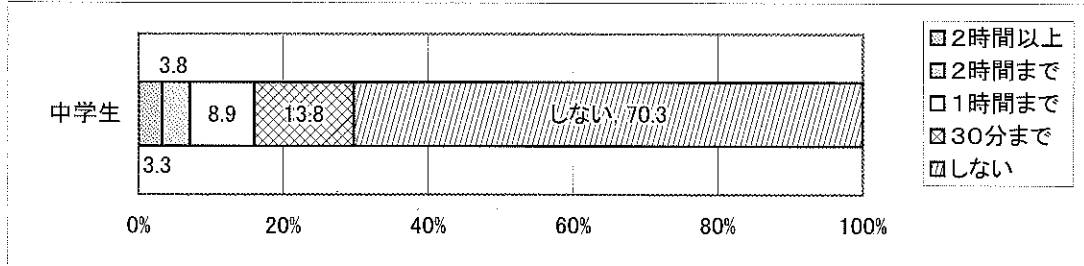
県調査(小5生)



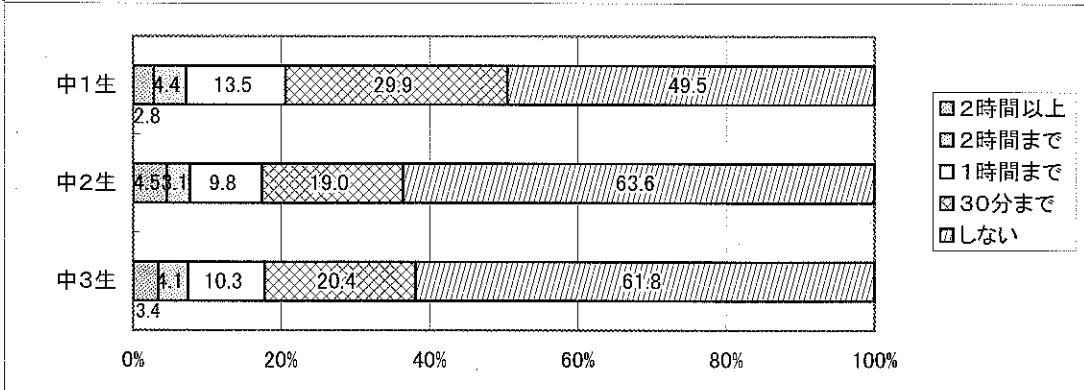
市調査



県調査(中2生)

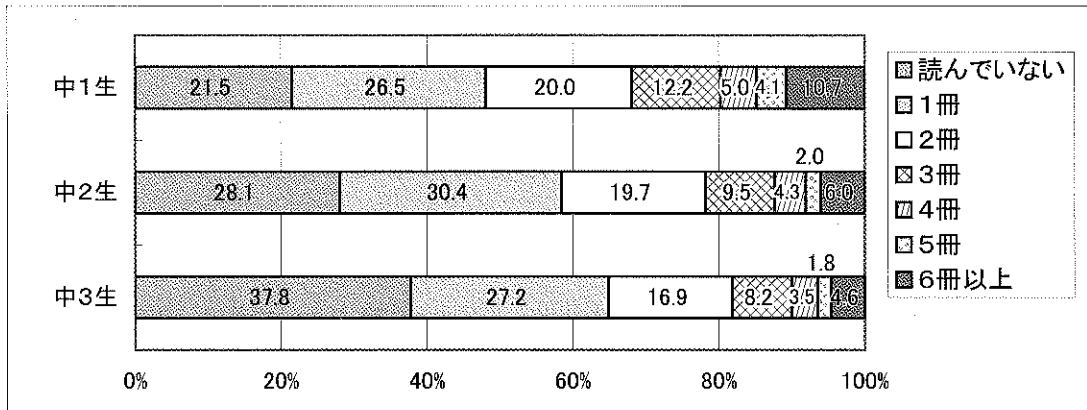
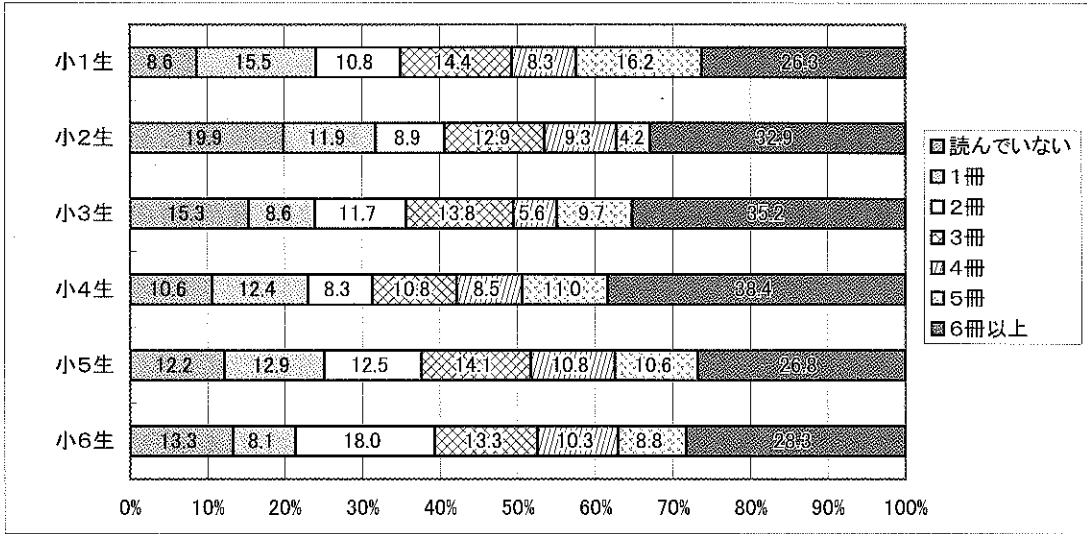


市調査



(問) あなたは、先月(5月)の1か月間で、何冊ぐらい本を読みましたか。

市調査



※ 県の調査データなし

「総合的な基礎学力調査」(兵庫県・平成16年3月実施)
 「児童生徒の生活実態に関する調査」(明石市・平成17年6月実施)より

[参考資料]

子どもの読書活動の推進に関する法律 平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

明石市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「明石市子どもの読書活動推進計画」(以下「読書推進計画」という。)の策定について広く意見を求めるために設置する明石市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 策定委員会は、読書推進計画の策定について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所、学校園関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 子どもの読書活動関係者
- (5) 市民代表
- (6) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 委員長は、会務を総括し、議事進行にあたる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、明石市教育委員会事務局社会教育推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱は、読書推進計画が策定されたときにその効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開催される策定委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

明石市子どもの読書活動推進計画策定委員会実施状況

日 程	実施項目	内 容
平成 16 年 9 月 24 日	第 1 回策定委員会	・ 委嘱状交付、委員長・副委員長の選出 ・ 子どもの読書活動推進計画策定について ・ 明石市における読書活動の現状について
平成 17 年 2 月 14 日	第 2 回策定委員会	・ 子どもの読書活動推進の取組について
平成 17 年 6 月 8 日	第 3 回策定委員会	・ 市立図書館、学校図書館（市立中崎小学校図書室）の施設見学と現状把握
平成 17 年 7 月 12 日	第 4 回策定委員会	・ 子どもの読書を取り巻く課題の整理と解決策について
平成 17 年 8 月 10 日	第 5 回策定委員会	・ 家庭における読書活動推進のための具体的方策について
平成 17 年 9 月 14 日	第 6 回策定委員会	・ 学校における読書活動推進のための具体的方策について
平成 17 年 10 月 17 日	第 7 回策定委員会	・ 公立図書館における読書活動推進のための具体的方策について
平成 17 年 11 月 8 日	第 8 回策定委員会	・ 地域における読書活動推進と関係機関との連携・協力の推進のための具体的方策について
平成 18 年 1 月 16 日	第 9 回策定委員会	・ 計画の素案について
平成 18 年 2 月 14 日	第 10 回策定委員会	・ 計画の素案について
平成 18 年 3 月 15 日	第 11 回策定委員会	・ 計画の素案について
平成 18 年 4 月 10 日 ～24 日	パブリックコメントの実施	・ 計画の素案を公表
平成 18 年 5 月 26 日	第 12 回策定委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 計画の最終原案について
平成 18 年 6 月 19 日	第 13 回策定委員会	・ 計画の最終原案について ・ 啓発ちらし案について
平成 18 年 7 月 24 日	第 14 回策定委員会	・ 計画の策定について ・ 啓発ちらしの策定について
平成 18 年 8 月 24 日	教育委員会報告	

明石市子どもの読書活動推進計画策定委員

	氏名	役職等
委員長	安原 一樹	兵庫教育大学助教授
副委員長	藤田 由江	元明石市連合 PTA 役員
	竹内 隆	明石市文化団体連合会会長
	高濱 直子	童話作家
	酒井 孝子	市立松陰保育所長
	渋谷 千加代	市立朝霧幼稚園長
	湊 亮子	市立中崎小学校長
	大西 亥一郎	市立衣川中学校長（平成 17 年 3 月まで）
	橋本 学	市立魚住東中学校長（平成 17 年 4 月より）
	志磨 道子	市立図書館おはなしの会代表
	菊川 ユリ	うさぎ文庫代表
	児玉 真菜美	公募市民
	高久 祐子	公募市民
	澤井 一夫	学校教育課長
	石井 靖彦	明石市立図書館長（平成 18 年 3 月まで）

明石市子どもの読書活動推進計画

平成18年(2006年)9月

発行 明石市教育委員会